

近世初期（元和・寛永期）の公儀普請（城普請）の実態に関する考察Ⅰ

－石材調達・石垣普請の事例を中心に－

白 峰 旬

【キーワード】

公儀普請、石、大名、江戸城普請、大坂城普請

【要 旨】

江戸幕府は、近世初期（慶長・元和・寛永期）に諸大名を動員して、公儀普請として幕府直轄城郭（江戸城、大坂城など）の普請をおこなった。本稿では公儀普請の実態を具体的に明確にするため、『細川家史料』などの一次史料（同時代史料）の内容検討を通して、元和・寛永期の公儀普請（城普請）における石垣普請、石材調達などの論点を中心に具体像の分析をおこなった。

1. 緒 言

近世初期（特に慶長・元和・寛永期）に幕府が主導しておこなった公儀普請¹⁾による城普請は、江戸城や大坂城のような幕府直轄城郭に諸大名を動員する形でおこなわれたが、各大家の藩政史料など豊富な史料群が存在するにもかかわらず、その実態の解明はこれまでの研究史では十分におこなわれてこなかった。

このように、これまでの研究史の遅れを是正するためには、公儀普請に関係する一次史料の内容把握が急務であり、そのため筆者はこれまで、拙稿「全国穴太・石垣関係史料」²⁾、拙稿「全国穴太・石垣関係史料Ⅱ」³⁾を発表して、穴太（穴生）^{あのう}・石垣関係の史料リスト化を進めてきた。

本稿では、それに引き続く作業の一貫として、前掲・拙稿「全国穴太・石垣関係史料」、前掲・拙稿「全国穴太・石垣関係史料Ⅱ」では扱わなかった近世初期の大名関係史料（文書）をもとに、公儀普請（城普請）の実態を示す諸例を各項目別にまとめる作業をおこなった。この作業を通して、公儀普請（城普請）の実態を具体的にさぐるとともに、公儀普請（城普請）の本質が何であったのかを知る手掛かりにもなると考えられる。なお、これらの史料についての穴太（穴生）・石垣関係の史料リスト化は別稿を用意する予定である。

本稿では、豊前小倉藩主・肥後熊本藩主であった細川家の関係史料として著名な『細川家史料』〈大日本近世史料〉を中心に、それ以外の諸史料も分析の対象とした。本稿で扱った史料に関して、以下では、『細川家史料』⁴⁾については、「細川○（各巻の数字）－○○号」、『宗国史』⁵⁾については、「宗国－○○頁」、『三重県史』資料編、近世1⁶⁾については、「三重－○○号」、『大阪編

年史』⁽⁷⁾については、「大編〇（各巻の数字）－〇〇頁」、『大坂城再築関係史料』⁽⁸⁾については、「大再－〇〇頁」というように略称する。

2. 公儀普請（城普請）の実態を示す諸例

【A. 公儀普請についての史料での表記】

①「公儀之御普請」（寛永10年〔1633〕、（細川11－607号）。②「公儀御普請」（寛永10年、（細川17－2368号）、③「公儀御普請」（寛永3年〔1626〕、大坂城普請）、（三重－282号）。④「公義御普請」（寛永5年〔1628〕、大坂城普請）、（三重－288号）。⑤「石垣之手伝普請」（寛永13年〔1636〕、江戸城普請）、（細川18－2651号）。⑥「手伝普請」（寛永13年、江戸城普請）、（細川18－2671号）。⑦「御公役」（元和6年〔1620〕、大坂城普請）、（大再－102頁）。

このほかの史料では、寛永元年（1624）の大坂城普請について「公儀御普請」と記載している「元和10年正月21日付京極忠高書状」（『新編香川叢書』史料編2、462頁⁽⁹⁾）がある。

このように、同時代史料（同時代に大名が発給した文書）では、「公儀御普請」という用例が多いことがわかり、「天下普請」という表記がない点には注意する必要がある。

【B. 公儀普請に対する大名の意識】

①元和6年の大坂城普請において、普請がそれ程、他大名に遅れず、石垣を崩さずに普請が終了すれば別事はない。普請が遅れ、または無念に築き直すことは、將軍徳川秀忠の御耳に立ち御腹立ちになる（細川1－215号）。②寛永13年の江戸城普請は、細川忠利にとって、肥後国拝領後、初めての公儀普請なので精を入れる考えである（細川19－2804号）。③寛永2年（1625）の大坂城普請において、細川家の奉行は「公義之御為」によいのであれば、「人之所存」には構わない旨を申し付けるように、細川忠利が家臣に対して指示した（大編5－33頁）。④元和6年の大坂城普請は、相国様（＝家康）御他界以後はじめて命じられた（大再－80頁）。⑤元和6年の大坂城普請は、「御代替之御普請」であるので、遅れては「御大事」である（大再－88頁）。⑥元和6年の大坂城普請は、「御代替大事之義」であるので油断しないようにと命じられた（大再－88頁）。⑦元和6年の大坂城普請は、毛利家では下々まで疲れているが、何とかして諸家並に「御公役」をととのえることが肝要である（大再－102頁）。⑧寛永11年（1634）、細川忠利は立花宗茂に宛てて、同13年の江戸城普請について触れたあとで、とにかく日本の草臥くたびは止みそうもない、と報じている（細川18－2716号）。⑨寛永13年の江戸城普請について、その前年の普請用意において、用意を早くすることが「御奉公」になるわけではない、と堀直之（公儀普請奉行）が「御内談」をした（細川19－2804号）。⑩寛永6年（1629）、藤堂高虎（伊勢津藩主）は子の藤堂高次に対して、家中の者共も去年大坂城普請に下った上に草臥れ、また当年も「大坂石のけ役相掛候」と述べている（三重－875頁）。

上記⑨では「御奉公」という文言が見られるので、將軍と大名との封建的主従関係における“御恩”と“奉公”の関係が意識されていたことがわかる。また、上記①、⑦のように他大名よりも普請の進捗が遅れないように意識されていたこともわかる。上記⑧、⑩からは公儀普請の過酷さが窺われる。

【C. 普請箇所を希望する大大名】

①元和6年の大坂城普請では、公儀普請奉行の指示により、（実際には細川氏から自主的に望んだのではなかったが）大坂城の「相（マ）（大カ）手三番目」の大角（の普請）を細川忠興が望んだことにして、そのことを將軍徳川秀忠に老中（幕府年寄）土井利勝が披露した（細川8－16号）。②元和6年の大坂城普請では、黒田長政（筑前福岡藩主）は普請がこのほか遅れていたが、高

石垣70間分を望んだ(細川1-208号、細川8-20号)。^③元和6年の大坂城普請では、「二之丸御門口三ツ」があり、加藤忠広(肥後熊本藩主)・鍋島勝茂(肥前佐賀藩主)・田中忠政(筑後柳川藩主)が望んで(その普請を)命じられた(細川8-2号)。^④元和6年の大坂城普請では、黒田長政は半役であったが、人数はすべて上坂させていたので、高石垣70間が割り残されているので命じてほしいと申し上げて命じられた(細川8-12号)。^⑤元和6年の大坂城普請では、細川忠興は大坂城西の丸北の大角を望み、そのことを將軍徳川秀忠に老中(幕府年寄)土井利勝が披露した(細川8-20号)。^⑥ただし、寛永13年の江戸城普請では、「御普請所」を「さし望申事」は必要ない、としている(細川19-2804号)。

このように、目立つ普請箇所(高石垣など)を希望するのは、技術的・財力的にみて大名だけと思われる。ただし、上記^①は公儀普請奉行による“やらせ”と言える行為であり、大名が自主的に望んだ普請箇所(晴れがましい大角など)でなくても、公儀普請奉行の画策で大名が自主的に望んだことにして、將軍には大名が自主的に望んだ普請箇所として披露されたケースである。

【D. 公儀の石】

^①寛永14年(1637)の江戸城普請では、本多政朝(播磨姫路藩主)・小笠原忠真(豊前小倉藩主)は平石垣を命じられ、石は公儀から命じられることになった(細川13-1201号)。^②寛永13年の江戸城普請の前年、細川忠利は柳生宗矩(公儀普請奉行)に対して、細川家での石の調達(当初の予定の)半分も揃っていないので、公儀の石(「公儀之御石」)3000~5000を借りたい、と申し入れ、角石、栗石も(公儀の石として)あれば借りたいと申し入れている。そして、(借りた公儀の石が)不要になれば、すぐに幕府の石奉行へ返す予定、としている(細川19-2957号)。^③寛永12年(1635)、細川忠利は柳生宗矩(公儀普請奉行)に対して、8月・9月に伊豆から角石が来るが、「風時分」にて「舟之事」もわからないので、(公儀の石を)角石50程をのけておいてもらうように頼んでいる(細川19-2986号)。^④寛永12年、細川忠利は堀直之・佐久間實勝・加々爪忠澄(公儀普請奉行)に対して、公儀の石(「上様之御石」)を借りることに、年内には角石が伊豆から来る予定であるが、「海上之儀難計」ので、角石40~50程を借りることになるかもしれない、と述べている(細川19-2990号)。^⑤来年(寛永14年)の江戸城本丸石垣普請について、小笠原忠真も命じられたが、石・栗石は公儀から命じられるので、(石の)準備はしないように公儀普請奉行より命じられた(細川20-3309号)。

こうした公儀の石の存在は注目される。意味的には幕府が公儀普請用にストックしている石という意味であろうか。公儀の石は多くの大名が幕府から借りたようである(細川19-2990号)。ただし、幕府は諸大名に石を与えたのではなく貸した、という点には注意したい。

【E. 細川氏の公儀普請に関する情報収集】

^①来々年(寛永13年)の江戸城普請について、堀直之(公儀普請奉行)に対して、細川忠利は「割」(=普請割、或いは丁場割)と「坪之当り」を教えるように頼んだ(細川18-2719号)。^②来々年(寛永13年)の江戸城普請について、加々爪忠澄(公儀普請奉行)に対して、細川忠利は「わり」(=割)を早く命じてほしい、と申し入れ、石場・石上場・(普請)丁場が早く決まれば、小屋場の勝手も済み、何もかも埒が明く、と述べている(細川18-2724号)。^③来々年(寛永13年)の江戸城普請について、加々爪忠澄(公儀普請奉行)に対して、細川忠利は普請人の知行高(=役高の意味)、丁場の間数・坪数を教えてほしい、と申し入れている(細川18-2724号)。

このように細川忠利が、幕府サイドに対して公儀普請に関する情報収集を事前におこなっていたことがわかる。

【F. 将軍の普請条目（普請法度）における石場の規定】

5ヶ条の将軍の普請条目の中に「石場を論ずべからず」という一ヶ条がある（元和6年、寛永元年、寛永5年の大坂城普請）、（大編4-450頁、大編5-1頁、大編5-66頁）。

このように、公儀普請の大原則と言うべき将軍条目にも、石場に関する争論を禁止する条項が含まれている点は注目される。

【G. 公儀普請における東国大名と西国大名の分担の違い】

①寛永13年の江戸城普請は、東国大名（「東衆」）は堀、西国（九州の意味か？）・中国・四国・北国大名は石垣を担当することが命じられた（細川18-2646号）。②寛永13年の江戸城普請は、関東・奥州・信濃の大名は堀、西国・上方の大名は石垣を担当することが命じられた（細川18-2716号）。③寛永13年の江戸城普請は、堀は東国大名（「東衆」）、石垣はいつもの大名（「いつもの衆」とは西国大名を指すと考えられる）に命じられた（細川11-768号）。④寛永13年の江戸城普請は、（普請）手伝い（＝石垣普請）と寄石衆に分かれる（細川18-2718号）。⑤寛永13年の江戸城普請について、この前は「御堀之衆・石寄之衆・築衆三ツ」に命じられたが、今回（寛永13年）は「東衆」は堀、「上方衆」はいずれも石垣（普請）を命じられる（細川18-2734号）。

このように、東国大名は堀、西国大名は石垣を担当するという普請分担の違いは、東国大名と西国大名の石垣普請に関する能力差、技術差を幕府も心得ていた（承知していた）ということを示すものであろう。こうした背景から、幕府は東国大名に対しては大規模な石垣普請（高石垣など）は賦課しなかったと考えられる。このほか、西国の外様大名と譜代大名には石垣普請に関して、能力差、技術差はあったのかどうかという点を今後検討する必要がある。

【H. 公儀普請における日用の使用】

①元和6年の江戸城普請では、その前々年の準備において、天守台の平石（「御殿主ひらの石」）など（による構築）は、日用にてはできない、と細川忠興は細川忠利に対して述べている（細川7-1709号）。②寛永13年の江戸城普請では、森長継（美作津山藩主）の丁場において「一かい口之見付」が少し孕んだので近頃、日用にて築直し^{つぎ}をしているが、いまだ終了していない（細川13-1192号）。③寛永13年の江戸城普請では、森長継の丁場の築直し^{つぎ}をしている見付は、日用でおこなっているため、いまだ終了していない（細川13-1195号）。④寛永12年の江戸城普請では、堀は日用を使い、石垣は役人（中間・小者などの武家奉公人）に命じられる（細川18-2644号）。⑤元和9年（1632）、角石上げ（の作業）に日用が必要であれば雇うように藤堂高虎（伊勢津藩主）は家臣に指示している（三重-276号）。⑥元和9年、石置き場へ平石を家臣か日用にて急ぎ引かせるように藤堂高虎は家臣に指示している（三重-278号）。⑦寛永2年の大坂城普請（本丸西東の堀で去年掘り残した所を掘ることと玉作口の元和6年の石垣破損箇所^{つぎ}の築直し）について、少々の石垣（普請）なので細川家では日用でおこなうことにした。ただし、公儀普請奉行も「内儀」は日用普請を承知しているが、表向きは日用普請は「不可然由」である。なお、日用だけではいかがかと思うので、細川家では家臣と日用の準備をする者を大坂へ上らせることにした。

（大編5-33頁）。⑧元和6年の大坂城普請の前年の準備において、山内家では、ろくろで（石を引くことが）できないところは、日用にて引かせることにした（大再-69頁）。⑨元和6年の大坂城普請の前年の準備に関する山内家の史料には、角石を出す日用の銀子についての記載がある。このことから、石場において日用を使って角石を出したことがわかる（大再-70頁）。また、日用は普請丁場だけでなく、石場にもいた^{つぎ}ことがわかる。⑩元和6年の大坂城普請では、これまで日用による「仕立之分」をすべて築直し^{つぎ}をすることになった（大再-85頁。細川8-2号）。この日用による普請とは、元和6年の本工事（第I期工事）に入る以前の元和2年（1616）、同4年（1618）の普請を指すと考えられる。つまり、この場合の日用による普請は、本工事（第I

期工事)に入る前の応急的な普請ということになるか。また、日用でおこなった分はその後、築直す程度のレベルだった、ということか。①細川家で元和8年(1631)に塩飽諸島から大坂へ海送した石1889のうち、22は元和7年(1621)に日用にて「仕候石」であった(大再-132頁)。この場合、「仕候石」というのが、日用が出した石という意味なのか、日用が石切りをしたことを意味するのか、よくわからないが、いずれにしても日用が普請丁場だけでなく、石場(塩飽諸島)にもいたことがわかる。②蜂須賀家(阿波徳島藩主)の寛永5年の大坂城普請における日用の使用に関する史料である「大坂御二ノ丸南輪御普請之時、万日用銀四組割符御帳」には、日用が具体的にどのような作業をしたのか詳細に記されている(本稿では紙幅の関係から詳細な内容紹介は省略する)。その中には、日用が古石垣を崩したことや、寛永元年の大坂城本丸石垣の破損箇所^{つぎ}の繕いをおこなったことも記されている(大再-56、58頁)。

このように、どういう時に日用を使い、どういう時に日用を使わなかったのか、という点をまとめると、日用を使うのは、(a) (普請) 丁場の築直し(細川13-1192号、1195号)、(b) 堀の普請に使い、石垣普請には使わない(細川18-2644号)、(c) 角石上げ(の作業)(三重-276号)、(d) 石置き場へ平石を石引きする(三重-278号)、(e) 少々の石垣(普請)は日用でおこなう。ただし、表向きは日用普請は「不可然由」である(大編5-33頁)、(f) 石引き(大再-69頁)、(g) 石場において角石を出す(大再-70頁)、(h) 元和6年の本工事(第I期工事)に入る以前の応急的な普請に使った。しかし、その後、日用による「仕立之分」をすべて築直し^{つぎ}をすることになった(大再-85頁。細川8-2号)。(i) 石場(塩飽諸島)において、日用にて「仕候石」(大再-132頁)、(j) 古石垣を崩したことや、寛永元年の大坂城本丸石垣の破損箇所^{つぎ}の繕い(大再-56頁、58頁)、などであり、こうした点を見ると、日用は専門的技術の要らない比較的単純な作業をやったことがわかる。

逆に、日用を使わないのは、(k) 江戸城天守台の平石(による構築)(細川7-1709号)、(l) 堀の普請に使い、石垣普請には使わない(細川18-2644号)、などであり、天守台の石垣構築というような重要な箇所の石垣普請には日用を使わなかったことがわかる。

また、日用による普請は完成が遅い(細川13-1192号、1195号)という点にも注意する必要がある。なお、日用の対義語は大名の家臣(手前の者…三重-278号)であったと考えられる。

【I. 石の大きさについて】

①小さい栗石は役に立たない、と細川忠興は細川忠利に対して述べている(元和4年)、(細川1-169号)。②来々年(元和6年)の普請(江戸城普請か?)に石数は3000必要であり、石の大小はこの方(細川家)からは相談できないが、「惣様」が用意した石より小さくなければよい。「惣様」の石より大きいものはいやであり、小さいものはなおもっていやである、と細川忠興は細川忠利に対して述べている(細川1-173号。大再-67頁)。③江戸城の見付の石は、少し大きい^{つぎ}が割り砕かずに使用する(寛永12年)、(細川19-2961号)。④細川忠利は、大橋見付の石について、家臣を見に行かせたところ、長さ7尺×幅3尺5寸、長さ6尺×幅3尺、長さ5尺×幅4尺という石に、細かい石も多くあることがわかった。細かい石が多くまじると、「取あひ悪敷見え」るので、大橋の見付の石のなかから(細かい石を)取り、細かな石は少ないようにした。こうすると、少しは(石垣の)「見」(=見映え、という意味)がよくなると、細川忠利は思った。角石は、大橋のうちの大きな石を使用するが、少しは大小の石も入る(寛永12年)、(細川19-2954号)。

【J. 石の品質管理】

石の善悪について、あらかじめ細川家から奉行を(石場へ)遣わして見せてから、(石を)江戸へ着けるようにする(元和4年)、(細川1-173号)。

【K. 石の購入】

①小判500両の内、栗石（の購入）にも使う（元和4年）、（細川1-169号）。②作事方の金子（小判）を使って、栗石を早々に買うように細川忠興が細川忠利に指示した（慶長年間カ）、（細川1-247号）。③来年（寛永14年）の江戸城普請について、雁木石（「かんき石」）の値段は、入札の通りであるということと、伊豆へも人を遣わして聞き合わせてあつらえることを細川忠利は了解している（寛永13年）、（細川13-1195号）。④伊豆から江戸に着いた石は、石数100について22~23両で売っている。栗石は江戸へ着いて100坪につき24両程である。（寛永11年）、（細川18-2760号）。⑤伊豆で採石した以外は、すべて売石を買う。栗石はすべて江戸で買う。大石の値段は、江戸へ着いて22両である。栗石の値段は、江戸へ着いて、1坪につき24両である。（寛永11年）、（細川18-2762号）。

上記において、石の値段という点に着目すると、上記④、⑤からわかるように、寛永11年には、江戸で、石100個が22~23両、栗石は100坪（あるいは1坪）につき24両程、大石は22両であった。

なお、上記のように、栗石は何個という単位ではなく、何坪という単位である点には注意したい。これは、栗石は小さい石であるので、1個、2個と数えるのではなく、1坪以上の体積の単位で表示されたものと考えられる。

【L. 石の売却】

①五郎太石（「石五郎太」）を売るように細川忠興が細川忠利に指示した（元和6年）、（細川1-203号）。②伊豆の石場にある石を売らせる（元和6年）、（細川1-204号）。③江戸にある五郎太石（「石五郎太」）は、買い手さえいれば売らせるように細川忠興が細川忠利に指示した（元和6年）、（細川1-204号）。④残りの石300と栗石100坪余は（町人の）鈴岡彦兵衛の預かり分なので売るように指示した（元和6年）、（細川1-212号）。⑤伊豆に切り置いた石2000程があり、これを伊豆にて売らせる予定（元和6年）、（細川8-2号）。⑥石300、栗石100坪余は（町人の）鈴岡彦兵衛の預かり分なので売るように鈴岡彦兵衛に指示した（元和6年）、（細川8-16号）。⑦江戸にある石300と栗石100坪余はすべて売った（元和6年）、（細川8-29号）。⑧石と栗石は、（江戸で）買ってから、伊豆へ普請の者を遣わす予定である（寛永11年）、（細川18-2715号）。これは、江戸でまず石を買って確保できる数を確定させてから、伊豆へ普請の者を遣わして残りの石数を切り出させることを意味すると考えられる。

【M. 石を請け負った江戸の町人】

①来々年（元和6年）の「御普請仕置之石之儀」（江戸城普請）は、町人彦兵衛が受け取り（石を）出す（元和4年）、（細川1-173号）。②江戸城普請は、町人に石を（幕府が）命じたので、細川家の伊豆の石場を（町人の）彦兵衛と次郎助に渡して、伊豆の石場にある石も売らせる（元和6年）、（細川1-204号）。③残りの石300と栗石100坪余は（町人の）鈴岡彦兵衛の預かり分なので売るように指示した（元和6年）、（細川1-212号）。④元和6年、江戸城普請の用意として、将軍徳川秀忠が、石を3万（個）町人に命じた。この時、（町人の鈴岡）彦兵衛と次郎助も石（の調達を徳川秀忠より）命じられた（細川8-2号）。⑤石300、栗石100坪余は（町人の）鈴岡彦兵衛の預かり分なので売るように鈴岡彦兵衛に指示した（元和6年）、（細川8-16号）。⑥細川家の江戸屋敷普請の石垣の石について、鈴岡彦兵衛が用意した石を江戸屋敷へ入れていたところ、江戸城本丸に使う石が伊豆より到着したことにに関して御法度を破った（江戸城本丸の天守台用の石の搬入が完了するまでは、その他の石の搬入・運搬は禁止されていた、という意味か？）、として鈴岡彦兵衛と幕府の石奉行衆が出入り（=争い）をしたが、すべて彦兵衛の言い分が通った（元和8年）、（細川9-90号）。⑦寛永13年の江戸城普請について、石・栗石は町人に申し付

ける。細川家でも町人に石数を申し付ける予定（細川18-2724号）。⑧寛永12年、石屋甚兵衛が成敗される前に、石・栗石などの手付けの銀子と一緒に取り返すことを細川忠利は、森長継（美作津山藩主）・蜂須賀忠英（阿波徳島藩主）・立花宗茂（筑後柳川藩主）・有馬直純（日向延岡藩主）・木下延俊（豊後日出藩主）・稲葉一通（豊後臼杵藩主）（これらの大名は寛永13年の江戸城石垣普請の第三組）に対して申し入れている（『細川家史料』は2955号文書を寛永12年に比定するが寛永13年に比定すべきか?）、（細川19-2955号）。⑨石屋甚兵衛から有馬豊氏（筑後久留米藩主）へ大角石の「往来」（売った、という意味か?）があった（寛永12年）、（細川19-2994号）。

上記①～⑥（元和4、同6、同8年）に出てくる町人の鈴岡彦兵衛は、細川家と関係する石材調達の江戸の町人であったと思われる。次郎助については、上記②、④にしか出てこないが、本姓など詳しいことはわからない。上記⑧、⑨（寛永12年）の石屋甚兵衛は公儀普請に関与していることがわかり、江戸で諸大名に石を納入する大きな石屋であったと考えられる。上記②では、町人が大名家の石場（伊豆）の石を売る、という点で注意される。

上記⑨の場合、史料中の「往来」が“売った”という意味であれば、大角石も売買されていたことがわかり、栗石のような小さい石だけでなく、大角石も売買の対象になっていた、ということになる。

【N. 大名から幕府への献上石】

①石の献上（「上石之事」）は、老中（幕府年寄）土井利勝（の指図）次第である（元和6年）、（細川1-204号）。②加藤嘉明（伊予松山藩主）が一両日以前に、石3000を献上したので、將軍徳川秀忠は大変機嫌がよかった（元和6年）、（細川8-4号）。③元和6年、細川家では、大石3000、栗石500坪程を献上し、將軍徳川秀忠は大変機嫌がよかった（元和6年）、（細川8-5号）。④元和6年、細川家では、江戸にある栗石1000坪のうち500坪を献上した（元和6年）、（細川8-16号）。⑤来年（寛永14年）の江戸城普請について、細川光尚は老中堀田正盛の了解を得て雁木石（「かんき石」）を幕府へ献上した（寛永13年）、（細川13-1195号）。⑥進上の雁木石（「かんき石」）について、細川光尚が老中酒井忠勝に相談したところ、500本献上するように指示された。そして、500本の目録を老中土井利勝に渡したところ、（土井利勝が）酒井忠勝と相談して將軍徳川家光に披露した（寛永14年）、（細川13-1214号）。⑦来年（寛永14年）の江戸城普請について、雁木石（「かんき石」）を500進上して、少ないのであれば、さらに500加えるように老中の指図があった（細川20-3515号）。この場合、具体的な献上石（進上石）の個数についても老中が指図している点に注意される。⑧寛永14年、細川忠利が石39を小笠原忠真（豊前小倉藩主）へ渡して、それを小笠原忠真からの献上石という形で献上したが、このことは事前に老中松平信綱の了解を得ていた（細川21-3784号、3785号）。

【O. 石垣をつく（=築く）という表記】

①「つきさしの石垣」（寛永10年）、（細川5-1026号）。②「二之丸石垣之つきかけて」、「石垣つかるへき所」（寛永9年、八代城）、（細川7-1797号）。

※八代城普請は公儀普請ではない。

【P. 大名家が保有する石の数】

元和6年、細川家は江戸において、つき石（=築石）は小石を含めて2000以上、栗石は500～600坪を保有していた（元和6年）、（細川8-4号）。

【Q. 石の規格化^{つら}】

①幕府より石の面は2尺4寸というように指示があった（寛永11年、江戸城普請）、（細川18-2760号）。②御法度の石の大きさは、小口2尺四方の面と幕府より指示された（寛永11年、江戸城普請）、（細川18-2762号）。③高石垣のところの石の大きさは、根石より上4間の分は、面2

尺6寸～3尺、長さ8尺～9尺とし、これまで取り置いた石は(それより)大きくてもよい。高さ10間内外の石垣は、この石(の大きさ)よりも小さくすること。この門の西南の空堀の分は、「惣様」の石垣より(石の)面を少し大きくして、(石の)控えは少し短くてもよい。本丸の狭間の石は、「たてかた」2尺6寸、控え2尺4寸、長さ4尺より上は「成次第」とする。天守台は、高さ10間(根石共)、たて18間5尺、よこ16間とする。(天守台の?)石の大きさは、根石より上5間分は、面3尺5寸～3尺6寸、長さ8尺～9尺とする。(天守台の?)角石は、根石より上5間分は、面4尺5寸、長さ2間半とする。(小天守の?)石の大きさは大天守より一回り小さい石とする。雁木石の大きさと間数は、大石を積ませるべきこと(活字原文の「大工」は「大石」の誤読と思われる)。栗石は、中に「土なし」に入れるべきこと。「あなくり」の内の「すへ石」は大石を積ませるべきこと(活字原文の「大工」は「大石」の誤読と思われる)。小天守の内の「井ノ本」の「つき石」(=築石)は大石を積ませるべきこと(活字原文の「大工」は「大石」の誤読と思われる)。狭間石は3尺四方、長さ7尺より上は「成次第」とする。ただし、大天守(の天守台の石)、小天守(の天守台の石)、雁木石、「井ノ本」の「つき石」、「すへ石」、栗石は、いずれも「惣様」より「出し石」とすべきこと。(元和9年、大坂城普請)、(大再-135～136頁)。

【R. 石垣の種類】

石垣の種類については、表1を参照。

【S. 石の種類】

石の種類については、表2を参照。

【T. 穴太(穴生)記載の具体例、そのほか、石切、石割候者など】

①「穴太」(寛永17年[1640]、八代城普請)、(細川7-1659号)。②「穴生」(寛永17年、八代城普請)、(細川13-1059号)。③「穴太丹後・出雲兩人」(寛永元年、大坂城普請)、(大編5-19頁。大再-146頁)。④「穴太源右衛門」、「穴太衆」(寛永元年、大坂城普請)、(大再-16頁)。⑤「穴生又ハ功者の者共」(元和6年、大坂城普請)、(大再-97頁)。この場合、その反対語として、「北国衆」(=加賀前田家)は「各石かきあまりの御功者にて無御座候」(大再-97頁)、「無功成衆」(大再-97頁)という記載がある。⑥「石切など」を遣わす(寛永11年、江戸城普請)、(細川5-1294号)。この場合、来々年(寛永13年)の江戸城普請のために、同11年から「石切など」を遣わしている。⑦「石切共」を少し伊豆へ遣わす(寛永11年、江戸城普請)、(細川11-775号)。⑧石を割る者360人を伊豆へ遣わしたが、このうち石切は60人であった(寛永11年、江戸城普請)、(細川18-2762号)。この場合、石を割る者の内訳として、石切60人とそれ以外の者がいた、という点には注意したい。⑨少しは「石割候もの」を伊豆へ遣わす予定である(寛永11年、江戸城普請)、(細川18-2742号)。⑩「石わり候もの」を伊豆へ360人、「石上之もの」を江戸へ150人遣わした(寛永11年、江戸城普請)、(細川18-2760号)。この場合、伊豆へ遣わす石割の者と、江戸へ遣わす石上げの者を1セットで考えている点に注意したい。こうした事例について、穴生(穴太)と石切の表記の違いの意味や、役割の違いについて今後検討する必要がある。また、石垣に心得た者(「石垣ニ心得候もの」)を、かねて随分抱えておく(寛永11年、江戸城普請)、(細川18-2649号)という記載も見られる。これは穴生という意味であろうか。

そのほかの史料では、⑪「ふしんがた功者」、「普請功者之もの共」、「ふしんかた功者之仁」(寛永11年カ、江戸城普請)、(『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期(上)、502号⁹⁰⁾)、⑫「普請功者共」(寛永11年カ、江戸城普請)、(『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期(下)、1263号⁹¹⁾)、⑬「石垣御功者」、「石垣功者」、「功者成もの共」(寛永15年以降カ、江戸城普請か?)、(『福岡県史』近世史料編・久留米藩初期(上)、347号⁹²⁾)という事例がある。この中で、上記⑪、⑫は大名家臣

の中で普請に精通した者が存在したことを示すものであり、これらが大名家臣としての穴生を指すのか、穴生とは別に普請に精通した家臣を指すのか、ということは今後の検討を要する点である。そして、上記③の「石垣御功者」とは「御奉行衆、石垣御功者たるへく候へ共、只今之様子ハ駈石垣之作法ハ無御存様ニ申事候」という文の中で出てくる。これは公儀普請奉行は「石垣御功者」であるべきところ、現在の様子でははっきりと「石垣之作法」を知らない、という意味であり、公儀普請奉行が「石垣御功者」でないことに対するクレームということになる。この場合は、「石垣御功者」とは「石垣之作法」に精通した者という意味になる。こうした「石垣御功者」という表記は、地方功者^{じかた}という表記における「功者」という使い方と同様の意味なのかも知れない。

なお、穴生について、上記以外の史料では、⑭浅野長晟（紀伊和歌山藩主、安芸広島藩主）に元和4年より仕えた「穴生役」の「鵜山次郎兵衛某」（「旧臣録」¹³）という事例がある。この場合、「穴生」ではなく、「穴生役」と記載されており、穴生を役務（職掌）としている点が注意される。また、広島藩の幕末期における職制の各職務内容を解説した明治年代の史料である「御役之章程」¹⁴には、「穴生」について、「アノー」とフリガナを付けたうえで、「御普請方へ出頭シテ人夫等ヲ引受、御普請場所ニ罷越職人等ノ差図ヲ為ス」と記載されている。このことから、この史料が作成された明治時代には「穴生」の読み方について、フリガナをわざわざ付けないと読めなかったことがわかる¹⁵。そして、穴生の職務内容として、石垣構築の専門職という記載がされていない点が注目される。つまり、穴生に関するこの解説を見る限り、幕末には広島藩において、穴生は単なる普請現場の監督と同じ意味として扱われているので、江戸時代初期の石垣構築の専門職としての穴生から、幕末には単なる普請現場の監督業務に職務の性格が変質していたことがわかる。

※上記の中で、「穴太源右衛門」（萩藩）、「穴生役」の「鵜山次郎兵衛某」（広島藩）は、穴太（穴生）に関する人名として新出史料である。

【U. 石垣の見積りの坪数と石垣の高さ】

①寛永13年の江戸城普請について、「御役積」は1万石につき30坪の少し上（寛永11年、江戸城普請）、（細川18-2734号）。②この坪数は、思いのほか坪数も少なく軽い「御普請」である、と細川忠利は認識した（寛永11年、江戸城普請）、（細川18-2735号）。③寛永13年の江戸城普請について、1万石につき28坪程（寛永11年、江戸城普請）、（細川18-2759号）。④寛永13年の江戸城普請について、1万石につき28坪、高さ5間1尺の石垣（寛永11年、江戸城普請）、（細川18-2760号）。⑤細川忠利は、堀の坪（数）・石垣の坪（数）の見積りをもって、人々を割るように家臣に指示した（寛永2年、大坂城普請）、（大編-32頁）。⑥寛永11年、細川忠利は、普請の役高と普請場の石垣の見積りがわからないので、（用意すべき）細川家の石（の数）の見積りができない、と述べている（細川18-2717号）。このことは、採石する石の数は、普請の役高と普請場の石垣の見積り（割り当てられる石垣の表面積、或いは石垣の高さという意味か？）から計算したことがわかる。⑦寛永5年の大坂城普請の第4組（黒田忠之〔筑前福岡藩主〕組の16家）では、合計の役高402万4778石7斗5升、合計の坪数3万8821坪（1万石につき、1587坪2分8厘ずつ）であり、その内訳は、水敲（中根切・本根切共）2万6932坪4分4厘、本石垣（中根切・本根切共）4万5865坪7分8厘、堀の土坪2万7970坪1分9厘、下ヶ地形土坪2万2817坪8分8厘、諸所退土前後共1万5235坪2分3厘であった（大再-52頁）。

【V. 普請道具】

①来々年（寛永13年）の江戸城普請について、細川光尚が普請の道具を申し付けた（細川13-1158号）。②寛永13年、細川家では永井直清（山城長岡藩主）・菅沼定芳（丹波亀山藩主）・小笠

原忠真（豊前小倉藩主）に普請道具を貸した（寛永13年、江戸城普請）、（細川13-1192号。細川20-3130号も同様）。細川家が普請道具を貸したこれらの大名はいずれも譜代大名であり、譜代大名は普請道具を持っていなかった可能性も考えられる。③寛永11年、細川忠利は、相模国内の稲葉正勝（相模小田原藩主）の領内にある堀尾忠晴（元出雲松江藩主。寛永10年改易）の石場を申し受けたが、この時、堀尾忠晴の普請道具を所の者に預けておいたものも細川忠利はもらった（細川18-2382号）。④普請道具の用意は家臣が銘々に申し付ける（寛永11年、江戸城普請）、（細川18-2717号）。⑤寛永13年、細川忠利が菅沼定芳（丹波亀山藩主）に対して、普請道具を貸す際に具体的に提示した普請道具は、棒・梶子・欵・万力・大梶子であり、そのほかに綱・車・ろくろもあった（寛永13年、江戸城普請）、（細川20-3130号）。⑥藤堂高虎（伊勢津藩主）は普請道具の苧綱以下が、ねずみに食われないように念を入れるように指示している（三重-114号）。⑦藤堂高虎は、苧綱について腐らないように干すことを指示している（元和6年、大坂城普請）、（三重-267号）。⑧藤堂高虎は、くるまきの筒（長さが9尺あるもの）を2本、大くるまきの筒2本を買うように指示した⁹⁸。そして、綱を200貫目ずつそろそろと（買って）まず（合計）1000貫目ほどを買って置くように指示した（元和9年、大坂城普請）、（三重-276号）。⑨細川忠利は、本多忠政（播磨姫路藩主）より苧綱20筋をもらった（寛永5年、大坂城普請）、（大編5-84頁）。⑩ろくろで（石を引くことが）できない場合は、日用で引かせる（元和5年〔1619〕、大坂城普請）、（大再-69頁）。⑪山内忠義（土佐高知藩主）は、本多忠政（播磨姫路藩主）より苧縄20筋をもらった（元和6年、大坂城普請）、（大再-103頁）。

上記②、⑤のように大名間での普請道具の貸し借りや、上記⑨、⑪のように大名間での普請道具の供与があったことがわかる。また、上記⑤～⑪からは、具体的にどのような普請道具があったのかがわかり、多種の普請道具が存在したことがわかる。上記⑤～⑨の苧綱や綱というのは石を引く時に使ったと思われる。このように、普請道具の調達は、普請の準備として大名にとって重要な意味を持ったことがわかる。

【W. 石引き】

①ろくろで（石を引くことが）できない場合は、日用で引かせる（元和5年、大坂城普請）、（大再-69頁）。②池田忠雄（備前岡山藩主）が、長さ7間×横3間の石を引いた（元和7年カ、大坂城普請）、（大再-105頁）。③加藤忠広（肥後熊本藩主）が、9間半の石を引いた。このような石が世上にあるのだろうか。（この石引きの様子は）いずれも太鼓、鼓、笛、女人などではやして（大石を引いた）。この石1つにつき銀子150貫目程である。（元和7年カ、大坂城普請）、（大再-105頁）。

【X. 細川家での石材産出の計算式】

寛永11年、細川忠利は、同13年の江戸城普請の準備として、石を割る者360人を伊豆へ遣わした。このうち石切は60人なので、1人1日に3つずつ石が出来るとして、1日180個の石が出来ると計算した。そして、正月（寛永12年）のうちに20日分で3600個の石が出来ると、という計算式を立てた。さらに、これ以外はすべて売石で用意することにした。また、栗石はすべて江戸で用意することにした（寛永11年、江戸城普請）、（細川18-2762号）。つまり、60人×3個=180個（1日）→180個×20日=3600個（20日）という計算式で伊豆での石材産出量を推計したことになる。伊豆での石材産出量について、こうした具体的な計算式を細川忠利が立てていたことは注目される。他大名もこのような計算式を立てていたのか否かを今後検討する必要がある。

【Y. 石垣刻印をどの段階で付けたのかがわかる史料】

寛永12年、江戸の霊岸島（諸大名の石上場、または、石置き場であったと考えられる⁹⁹）に大角石1つ、小さい角石2つ、そのほか「つき石」（=築石）もこれ以前からあった。そこには細

川忠利の石もあったので、細川忠利の石と他の大名家の石が入り交じらないように下奉行の者が注意して、古い石が来ると随分調べていたが、この大角石に「のミめ」(=鑿目)を付けたのは6月14、15日頃であった。「のミめ」(=鑿目)を付けた者は早く帰ったので、問いたずることができなかったが、細川忠利の家臣が、角石を取っていないことは所の者が知っている。その後、石屋甚兵衛が有馬豊氏(筑後久留米藩主)に、この大角石について「往来」(売った、という意味か?)があった、という風聞があるので、この「のミめ」も石屋甚兵衛の者が付けたのであろう(寛永12年、江戸城普請)、(細川19-2994号)。

この場合、大角石に付けられた「のミめ」(=鑿目)が刻印を指すとすれば、石の水揚げ場(石上場)、または、石置き場で、(諸大名の石が置かれていたため)石の所有者(この場合は石屋甚兵衛)を示すために「のミめ」が付けられた、ということになり、その意味で注目される記載である。

【Z. その他】

①元和6年、黒田長政(筑前福岡藩主)が大坂城普請において、黒田長政の丁場は普請が遅れているにもかかわらず、高石垣70間を望んだことについて、「誠不思議なる儀」とし、黒田長政が石を隠しているのではないかと細川忠利は疑っている(細川8-20号)。②石は「むざと」(無造作に、の意味か?)扱ってはならず、「出シ石」か「本の石」か「上様(徳川家光)より出候」か、をよく聞くように、細川忠利は細川光尚に指示している。(寛永12年)、(細川13-1170号)。③伊豆での石切作業を「伊豆御普請」と記載している(寛永6年、江戸城普請)、(細川3-721号)。つまり、石切り作業についても「普請」と表記したことがわかる。④寛永元年、藤堂高虎(伊勢津藩主)は、家臣に対して、「すきすき」に栗石をひろわせるように指示して、遊ばせないように命じている(三重-280号)。これは栗石をひろって集めたことを示す事例として注意される。

3. 小 括

本稿の検討でもわかるように、公儀普請の遂行には多元的な多岐にわたる要素が組み合わさっていることがわかる。その意味では、上述のような公儀普請における各トピックをまとめる作業による分析の積み重ねが公儀普請の実態を解明することにつながるものと考えられる。つまり、公儀普請とは何か、というように漠然と考えるよりは、本稿でおこなったように具体的な諸事例の検討から具体像を積み上げていく方法をとる方が方法論として有効であろう。

例えば、公儀普請というと幕府対大名という関係ばかりが目されるが、本稿で検討したように、大名間での普請道具の貸し借りや供与といった事例からすると、大名にとって対幕府(幕府対大名)という関係だけでなく、対他大名(大名対大名)という関係(大名同士の連携、相互扶助)にも目を向ける必要がある。

次に、総論的な意味で公儀普請とは何か、ということを考えると、以下のようにまとめられる。公儀普請とは、幕府主導の巨大プロジェクト(大規模公共工事)であり、諸大名を動員して、ヒト・モノ・カネ・スキルが集中的に投入された。複数の大名(特に石垣普請のスキルを持つ西国の大大名)が公儀普請に参加することは、現代でいえば大規模公共工事において、複数の大手ゼネコンが一緒になって一つの工事をおこなうJV[ジョイントベンチャー](=共同企業体)に似たようなものであったと考えられる。

近世初期の公儀普請に深く関与した外様大名として著名な藤堂高虎(伊勢津藩主)については、これまで単に世渡りのうまい外様大名という歴史小説的な理解が先行しているが、近世初期の一

次史料を読むと藤堂高虎が城普請関係のスキル（技量）に精通していることがわかることから、高虎が公儀普請の現場に関与したのは、家康の大御所政権（駿府政権）において、築城担当（公儀普請担当）のプレーン（顧問的存在）であったと考えるべきであろう。そうした視点から公儀普請と藤堂高虎の関係を読み解いていく必要があり、その意味では、歴史小説的な理解ではなく政治史的理解を深めることにより、高虎の家康大御所政権におけるスタンスを正しく理解すべきであろう。

公儀普請における大名の技術差という問題は、上記 G の検討でも明らかなように、東国大名と西国大名では石垣普請に対しては、純然たるスキルの差が存在した。また、上記 V で検討したように、細川忠利が譜代大名に普請道具を貸したことは、譜代大名が石垣普請について熟達していなかったことの表れともとらえることができよう。その意味では西国外様大名と譜代大名の石垣普請に対する熟練度の差も存在したと考えられる。ただし、この熟練度の差を、石垣普請に関する能力差、技術差にまで拡大して考えてよいのかどうか、という点については今後の検討課題である。

上記 X で検討したように、細川家での石材産出の計算式の存在は、西国外様大名が石材産出の段階から、それまでの経験値をもとに非常に習熟していたことを示すものと言えよう。

公儀普請に関して、文献史料からわかる特徴としては、①石、石垣などの用語の問題が明確にできる、②大名が現場へ出した具体的指示内容が理解できる、③石の個数・大きさなど数値が具体的にわかる、④石引きの状況が具体的にわかる、などの点である。

こうした文献史料で確認できる範囲と、遺構や遺物からわかる事柄との接点は、例えば、文献史料に出てくる石や石垣関係の用語が、実際の石垣遺構ではどの部分を指すのか検討しなくてはならないであろうし、文献史料で確認できる大名が現場へ出した具体的指示内容が、実際に石垣遺構において確認できるのかどうか、どのように石垣遺構に反映しているのかという検討も必要であろう。

また、文献史料に出てくる石の大きさが石垣遺構を見た場合、正確に一致するのかどうかの検討もする必要がある。

ただし、こうした確認作業は、江戸時代を通して、石垣の積み替えがおこなわれていない、という前提が必要になるので、石垣の積み替えがおこなわれていた場合は、確認作業そのものができなくなる、という点は注意が必要である。

このように公儀普請における石垣普請についての考察は、文献史学の成果だけでなく、考古学的な見地からの遺構・遺物との整合性も視野に入れて考えるべきであり、その意味では極めて学際的な考察対象であると言えよう。

[註]

- (1) 後述のように、天下普請という表記は俗称であり、近世初期の一次史料には見られないので、本稿では天下普請という表記は使用せず、近世初期の一次史料に見られる公儀普請という表記を使用することとする。
- (2) 拙稿「全国穴太・石垣関係史料」（『金沢城石垣構築技術史料Ⅰ』〈金沢城史料叢書7〉、石川県金沢城調査研究所、2008年）。
- (3) 拙稿「全国穴太・石垣関係史料Ⅱ」（『研究紀要金沢城研究』7号、石川県金沢城調査研究所、2009年）。
- (4) 『細川家史料』1～21〈大日本近世史料〉（東京大学出版会、1969～2008年）。

- (5) 『宗国史』上巻（上野市古文献刊行会編纂、上野市発行、1979年）。
- (6) 『三重県史』資料編、近世1（三重県、1993年）。
- (7) 『大阪編年史』4巻（大阪市立中央図書館市史編集室編集・発行、1968年）。『大阪編年史』5巻（大阪市立中央図書館市史編集室編集・発行、1968年）。
- (8) 『大坂城再築関係史料』〈大阪市史史料第71輯〉（大阪市史編纂所編集、大阪市史料調査会発行、2008年）。
- (9) 『新編香川叢書』史料編2（香川県教育委員会編集、新編香川叢書刊行企画委員会発行、1981年、462頁）。
- (10) 『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期（上）（西日本文化協会編纂、福岡県発行、1986年、502号文書）。
- (11) 『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期（下）（西日本文化協会編纂、福岡県発行、1988年、1263号文書）。
- (12) 『福岡県史』近世史料編・久留米藩初期（上）（西日本文化協会編纂、福岡県発行、1990年、347号文書）。
- (13) 『広島県史』近世資料編Ⅱ（広島県編集・発行、1976年、222頁）。
- (14) 前掲『広島県史』近世資料編Ⅱ（827頁）。
- (15) その後の大正時代の事例として、大正3年（1914）の『史学雑誌』25編1号（史学会、1914年）に掲載された論文である沼田頼輔「穴太役考」は、穴太役とは「如何なる職掌であるか一向分からない」と問題提起して考察されたものであり、大正3年の時点では、歴史学者でも穴太の意味が全くわからなかった、ということを示している。
- (16) 「くるまき」とは「ろくろ」のことを意味する（『広辞苑（第六版）』、岩波書店、2008年、835頁）。
- (17) 細川19-2889号、2895号によれば、向井忠勝（幕府旗本）の屋敷が江戸の壺岸島にあり、そこを細川忠利が石置き場として借りていたことがわかる。

表 1
【石垣の種類】

石垣の種類	年次、城普請	出典(注1)
高石かけ (= 高石垣)	元和6年、大坂城普請	細川8-12号
家屋敷之こし石垣 (= 腰石垣)	寛永11年、八代城普請	細川11-730号
平石垣 ^(注2)	寛永13年、江戸城普請	細川13-1201号
水たゝき (= 水敲)	寛永12年、江戸城普請	細川19-2986号
こし石垣 (= 腰石垣)	元和6年、大坂城普請	大編4-447頁
高石垣	元和6年、大坂城普請	大再-81頁、88頁、91頁
水敲石かき (= 水敲石垣)	寛永2年、大坂城普請	大再-154頁
こし石垣 (= 腰石垣)	寛永2年、大坂城普請	大再-154頁
土留石かき (= 土留石垣)	寛永2年、大坂城普請	大再-154頁
水敲	寛永2年、大坂城普請	大再-154頁
古石垣	寛永5年、大坂城普請	大再-56頁
本石垣	寛永元年、大坂城普請	大再-24頁
水敲	寛永5年、大坂城普請	大再-26頁
上ヶ石垣	寛永5年、大坂城普請	大再-27頁
崩石垣	寛永5年、大坂城普請	大再-28頁

(注1) 各出典の略称が何を示すのか、については本文の註(4)、(7)、(8)を参照。

(注2) 「平石垣」とは、「平石」で積まれた石垣、という意味であろうか。

表2
【石の種類】

石の種類	年次、城普請	出典(注1)
くり石 (= 栗石)	元和4年、江戸城普請	細川1-169号
仕置之石	元和4年、江戸城普請	細川1-173号
石五郎太 (= 五郎太石)	元和6年、江戸城普請	細川1-203号
上石 (= 幕府へ献上する石)	元和6年、江戸城普請	細川1-204号
栗石	元和6年、江戸城普請	細川1-212号
大石	年次未詳	細川1-247号
どうかい (= 胴介石)	寛永17年、八代城修理(注2)	細川13-1063号
出シ石	寛永12年、江戸城普請	細川13-1170号
本の石	寛永12年、江戸城普請	細川13-1170号
かんき石 (= 雁木石)	寛永13年、江戸城普請	細川13-1195号
がんぎ石 (= 雁木石)	寛永14年、江戸城普請	細川13-1214号
すて石 (= 捨石)	寛永17年、熊本城修理(注3)	細川14-1382号
捨石	寛永17年、熊本城修理(注4)	細川14-1389号
賣石	寛永11年、江戸城普請	細川18-2762号
切石	寛永11年、江戸城普請	細川18-2762号
角石	寛永12年、江戸城普請	細川19-2944号
公儀之御石	寛永12年、江戸城普請	細川19-2957号
上様之御石	寛永12年、江戸城普請	細川19-2990号
大角 (= 大角石)	寛永12年、江戸城普請	細川19-2994号
ちいさき角 (= 小さい角石)	寛永12年、江戸城普請	細川19-2994号
つき石 (= 築石)	寛永12年、江戸城普請	細川19-2994号
大すミ (= 大角石)	寛永12年、江戸城普請	細川19-2994号
いしすへの石	慶長年間	三重-104号
ふる石	慶長16年、伊賀上野城普請か?(注5)	三重-217号
新敷石	慶長16年、伊賀上野城普請か?(注6)	三重-217号
平石	元和9年、大坂城普請	三重-278号
のけ石	寛永5年、大坂城普請	三重-437号
根石	元和6年、大坂城普請	大編4-447頁
臺石	元和6年、大坂城普請	大編4-447頁
さま石 (= 狭間石)	寛永元年、大坂城普請	大編5-19頁
築石	寛永元年、大坂城普請	大編5-29頁
中石	元和6年、大坂城普請	大再-90頁
小石	元和6年、大坂城普請	大再-90頁
残石	元和6年カ、大坂城普請	大再-118頁

伏見之石	元和6年、大坂城普請	大再-123頁
長石	元和6年、大坂城普請	大再-124頁
大角石	元和6年カ、大坂城普請カ	大再-132頁
御本丸さまノ石(=本丸狭間の石)	元和9年、大坂城普請	大再-136頁
中越之石	元和9年、大坂城普請	大再-144頁
矢間石	寛永元年、大坂城普請	大再-4頁
御天守石	寛永元年、大坂城普請	大再-4頁
角脇(=角脇石)	寛永元年、大坂城普請	大再-4頁
井戸石	寛永元年、大坂城普請	大再-4頁
切違さま石(=切違い狭間石)	寛永元年、大坂城普請	大再-4頁
はき石	寛永元年、大坂城普請	大再-4頁
居石	寛永元年、大坂城普請	大再-4頁
敷石	寛永元年、大坂城普請	大再-4頁
裏面石	寛永元年、大坂城普請	大再-4頁
大津嶋之石	寛永元年、大坂城普請	大再-5頁
大津之石	寛永元年、大坂城普請	大再-6頁
大津石	寛永元年、大坂城普請	大再-7頁
於大坂かい石	寛永元年、大坂城普請	大再-17頁
誂石	寛永元年、大坂城普請	大再-17頁
みかけ石	元和9年、大坂城普請	大再-23頁
狭間石	寛永5年、大坂城普請	大再-27頁
かつら石	寛永5年、大坂城普請	大再-27頁

(注1) 各出典の略称が何を示すのか、については本文の註(4)、(6)、(7)、(8)を参照。

(注2) 八代城修理は公儀普請ではない。

(注3) 熊本城修理は公儀普請ではない。

(注4) 同 上。

(注5) 伊賀上野城普請は公儀普請ではない。

(注6) 同 上。